

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
[略]	[略]	[同上]	[同上]
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）	第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、 <u>第六条第一項</u> において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号） <u>第二十一項</u> 及び <u>第二項</u> 、 <u>第六条の二第一項</u> において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号） <u>第四百九十四条第三項</u> 及び <u>第四百九十六条第一項</u> 並びに <u>第六条の五第一項</u> 及び <u>第六条の五の十第一項</u> において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第五十二条の六十一の十二	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）	第五条の七第九項及び第十項、第五条の十一第四項及び第五項、 <u>第六条第一項</u> 及び <u>第六条の五第一項</u> において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号） <u>第二十一項</u> 及び <u>第二項</u> 並びに <u>同法第五十二条の四十九</u> 、 <u>第六条の二第一項</u> において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号） <u>第四百九十四条第三項</u> 及び <u>第四百九十六条第一項</u>
[略]	[略]	[同上]	[同上]

	銀行法	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）</p>
<p>第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一</p>	<p>〔略〕</p>	<p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第五十二条の四十九並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>
<p>第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）</p> <p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項、第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第五十二条の四十九</p>

[略]	第二項において適用する場合を含む。)、第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)、並びに第五十二条の六十一の十二
-----	--

別表第三(第五条関係)

信用金庫法	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="304 266 403 539">[略]</td> <td data-bbox="304 539 896 1111"> <p>協同組合による金融事業に関する法律</p> <p>第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)、及び同法第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)、並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p> </td> </tr> </table>	[略]	<p>協同組合による金融事業に関する法律</p> <p>第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)、及び同法第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)、並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>
[略]	<p>協同組合による金融事業に関する法律</p> <p>第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)、及び同法第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)、並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二</p>		

[同上]	第二項において適用する場合を含む。)、並びに第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)
------	---

別表第三(第五条関係)

信用金庫法	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="304 1162 403 1435">[同上]</td> <td data-bbox="304 1435 896 2004"> <p>協同組合による金融事業に関する法律</p> <p>第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)、及び同法第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)</p> </td> </tr> </table>	[同上]	<p>協同組合による金融事業に関する法律</p> <p>第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)、及び同法第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)</p>
[同上]	<p>協同組合による金融事業に関する法律</p> <p>第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)、及び同法第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)</p>		

協同組合による金融	[略]	第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限	別表第四（第八条関係）	[略]	銀行法 第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十一の十二	[略]	て準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十一の十二
-----------	-----	----------------------	-------------	-----	--	-----	--

協同組合による金融	[同上]	第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限	別表第四（第八条関係）	[同上]	銀行法 第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）	[同上]	る銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
-----------	------	----------------------	-------------	------	--	------	--

<p>事業に関する法律</p>	<p>る。）、第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項</p>
<p>信用金庫法</p>	<p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条第九項、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第十一项（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項</p>
<p>事業に関する法律</p>	<p>る。）及び第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）</p>
<p>信用金庫法</p>	<p>第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条第九項、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第十一项（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

「略」	銀行法 第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十一の二十一第一項	「略」
-----	--	-----

「同上」	銀行法 第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項並びに第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）	「同上」
------	---	------